

JU広島オークション運営細則

●書類規程

- (1) 出品店は成約車両の譲渡書類一式を開催日当日含む 9 日以内(翌週金曜日 17:00 迄)にJU広島事務局に提出して下さい。
- (2) 譲渡書類の有効期限はJU広島事務局到着日より 20 日以上あるものに限りします。
- (3) 自動車損害賠償責任保険(自賠責)が離島契約の場合、落札店から書類発送日含む 7 日以内に差額請求があれば出品店に負担して頂きます。
原則、自賠責の差替え(離島から本土)は落札店が行い、差額はAA精算書にてお支払いします。
- (4) 自動車税還付の書類は、オークション開催年度の納税を証明する書類が添付され且つ譲渡書類と一緒に提出されたものに限り受付けます。還付に必要な書類は各自治体により異なりますので完備して提出して下さい。不備・未記入があった場合は還付書類を無効とし、AA精算書にて自動車税相当額を精算します。

●出品・落札規程

- (1) 出品車両の搬入期限は、オークション開催日前日(水曜日)の 15:00 迄です。
- (2) 3t吊り以上のクレーン車やタンクローリー車等の特殊・特装車両は、各自治体の所轄官庁によって必要書類の取扱いが異なる場合があります。よって原則、上物の書類は無し(完備してない)として出品させて頂きます。
- (3) 出品不可車両について
 - ・ エンジン・ミッション等主要機関の欠品又はスピードメーター(オドメーター)が欠品の車両
 - ・ 車台番号(打刻)が確認できない車両
 - ・ 事業用登録のナンバープレート付き車両(緑・黒ナンバー、抹消出品は可)
 - ・ 破損状況が著しくひどい商品車と判断できない車両及び火災車両(エンジンルーム内のみも含む)
 - ・ 燃料(ガソリン)の漏れがひどく、エンジン始動に危険を伴う車両
 - ・ 車検付き車(軽自動車を除く)でナンバープレート・封印がない車両
 - ・ その他出品車両としてふさわしくないとJU広島が判断した車両
- (4) 出品店関与の隠蔽行為(エアバッグの破裂、未修理における警告表示の不灯加工・データ消去等)が発覚し、JU広島が相当であると判断した場合は、クレーム又は制裁の対象となります。
- (5) 落札車両の搬出期限は、開催日当日含む 5 日以内(翌月曜日の 17:00 迄)です。

●車両代金等の決済規程

- (1) JU広島にて初めて落札した場合又は前回の落札から 1 年以上落札のない場合は、初回のみ入金確認後の搬出対応となります。
- (2) ナンバープレートの取り外しを事務局に依頼した場合、1,000 円(税別)請求させて頂きます。

●オークション当日の契約解除規程

- (1) オークション当日、出品店又は落札店は相手方に対して規定に定めるキャンセルペナルティを支払うことにより、売買契約を解除することができます。
但し、商談落札はキャンセルできません。
- (2) キャンセルの受付時間は、当該車両のセリ後 2 時間以内、且つオークション終了後 1 時間以内とします。

●合意管轄

- (1) オークション取引の本契約は、日本国法を準拠法とし日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、会員とJU広島との間に生じる一切の紛争の訴は、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

●その他のクレーム裁定

- (1) 落札価格 10 万円未満の車両は、原則ノークレームです。
但し、メーター改ざん車、メーター交換車、法的問題車、接合車、冠水車、消火器散布跡車、書類による確認事項、セールスポイント記載事項、機関・機構が不良で搬出が困難な場合、エアバッグの欠品等、JU広島が重大であると判断した場合はクレーム対象となります。
- (2) 「オークション初出品」・「ユーザー買取車」に類する表記に相違が発覚した場合は、書類発送日含む 7 日以内はキャンセル対象となります。
- (3) 車台番号が腐食等の原因により管轄の陸運支局等から不読と判断があった場合は、書類発送日含む 7 日以内はキャンセル対象となります。
- (4) 教習車・タクシー仕様・身障者仕様またその歴の未申告は、当日含む 5 日以内はクレーム対象となります。
- (5) マニュアル車のクラッチレス(2ペダルMT)、三転ダンプの未申告は、当日含む 5 日以内はクレーム対象となります。
- (6) 福祉車両の未申告は、グレード相違と同様のクレーム対応とします。
- (7) 取扱説明書有りで不備があった場合は、国産車 3 千円・輸入車 5 千円・装備品(ナビ等)2 千円のペナルティとします。
- (8) 走行距離が出品票の記載より 1,000 km以上多かった場合はクレーム対象となります。但し 1,000 km未満の場合であってもJU広島が相当と判断した場合はクレーム対象となります。
- (9) 会場内にてセルモーター・燃料ポンプやイモビ・セキュリティの不具合、ロータリーエンジンのかぶり等、エンジンが始動しない状態に陥り、出品店・会場の対応が困難で搬出不可能な場合は、搬出期限内に限りキャンセル対象となります。
出品票に機関・機構等不具合の記載があったとしても、搬出時に不動状況に陥っている場合は、会場判断により評価点ブランク以外の車両は同様の対応とします。
- (10) 「オーバーホール」・「タイミングベルト交換」などの整備内容を記載した場合、客観的に立証できる証明(記録簿・作業明細等)を必要とします。未提出の場合、書類発送日含む 7 日以内はクレーム対象となります。
- (11) 登録遅れのクレームは、輸入車は対象外です。
- (12) ナビゲーションのセキュリティ設定車において、パスワード不明による作動不能はノークレームです。
- (13) ホイールのロックナットキーの欠品、燃料タンクキャップのキー欠品は搬出前までクレーム対象となります。
- (14) バントラ(中サイズ)以上の車両については、車歴の未申告は車歴不明車とします。(自家用申告がある場合の相違以外はノークレーム)
- (15) 積載物制限の申告漏れは書類発送日含む 7 日以内はクレーム対象となります。(軽ダンプの土砂禁は除く)
- (16) 自走にて搬出された車両は、走行に関しての不具合(機関・機構の破損、その他原因を問わず走行不能・不動状態に陥った場合を含む)は初度登録から 10 年以上、走行 10 万km以上の車両はノークレームです。
尚、クレーム対象となる車両でレッカー作業等が発生した場合の追加費用は、キャンセルになった場合、出品店・落札店双方の折半にて負担するものとします。
- (17) 社外品の申告漏れは、車検に支障がないものはノークレームです。
- (18) 「エンジン音有り」・「エンジン廻り音」・「オーバーヒート」・「ラジエター水漏れ・不良」・「E/Gチェックランプ点灯」・「白煙有り」等、記載のあるものはエンジンに関する不具合はノークレームです。
- (19) 型式・グレードの相違において、存在しない型式・グレードの書き間違い(会場判断)については、一律 1 万円(低価格車は 5 千円)の値引き対応とします。

(20) コーナー特性によるクレーム制限

コーナー名	クレーム規定
事故・現状車コーナー	ノー検査・評価点ブランク(／)。 原則ノークレーム。(冠水車、消火器散布跡車の発覚も含む) 但し、メーター改ざん車、メーター交換車、法的問題車、接合車、書類による確認事項等、JU広島が認めるものはノーペナキャンセルのみ受付けます。 他コーナーにおける特殊車両・不動車・現状車等、ノー検査・評価点ブランク(／)の車両も同様の対応とします。
買取り保証コーナー	落札価格 20 万円以下、初度登録から 10 年以上、走行 10 万km以上の車両は、原則ノークレームです。 但し、メーター改ざん車、メーター交換車、法的問題車、接合車、冠水車、消火器散布跡車、書類による確認事項、セールスポイント記載事項、機関・機構が不良で搬出が困難な場合、エアバッグの欠品等、JU広島が重大であると判断した場合はクレーム対象となります。

- (21) ハイブリッドシステム・EVシステムに関する不具合は、修復歴車、低価格車、初度登録から 10 年以上、走行 10 万km以上の車両はノークレームです。
但し、駆動用バッテリーの規格が異なる交換、欠品の未申告はクレーム対象となります。
- (22) 先進運転支援システム(ADAS)に関する不具合は、修復歴車、低価格車、初度登録から 5 年以上、走行 10 万km以上の車両はノークレームです。
- (23) コンピューターの不具合・規格外は、修復歴車、低価格車、初度登録から 10 年以上、走行 10 万km以上の車両はノークレームです。

●クレーム受付期間について

JU広島は遠隔地・準遠隔地を定め、クレーム受付期間を設定し地域によって自動的に延長(最長で 10 日)されるものとします。

尚、この受付期間は落札店・輸送業者の都合、地域特性等の理由でのさらなる延長は認めないものとします。但し、天災・悪天候・輸送繁忙期・入金後搬出等、JU広島の裁定により認めたものについてはこの限りではありません。

詳細は別紙、JU広島遠隔地図をご参照下さい。

●規約改正及び規約遵守義務

JU広島は、本細則にてオークションを公正・円滑に運営する為に、この規約を定めるが、本細則に改定が必要と認めた場合、規約改定を行うことができるものとし、改定内容の告知を行うものとする。又、JU広島オークションの参加者はこの規約を遵守する義務を負うものとする。

●その他定めのない事項は、商組規約により運営を行うものとする。

●附則

この細則は令和 2 年 1 月 16 日より施行。

●改正記録

令和 2 年 9 月 1 日改正
令和 3 年 12 月 1 日改正
令和 5 年 10 月 1 日改正
令和 6 年 9 月 1 日改正
令和 7 年 7 月 1 日改正

J U 広島 遠隔地図

2025 年 7 月

●遠隔地域

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・静岡・岐阜・愛知・滋賀・三重・京都・奈良・和歌山・徳島・高知・宮崎・熊本・鹿児島・沖縄

【クレーム受付期間】

A A開催日含む 10 日以内（翌週の土曜日 17：00 まで）
最長 10 日です。それ以上の延長は原則、受付出来ません。

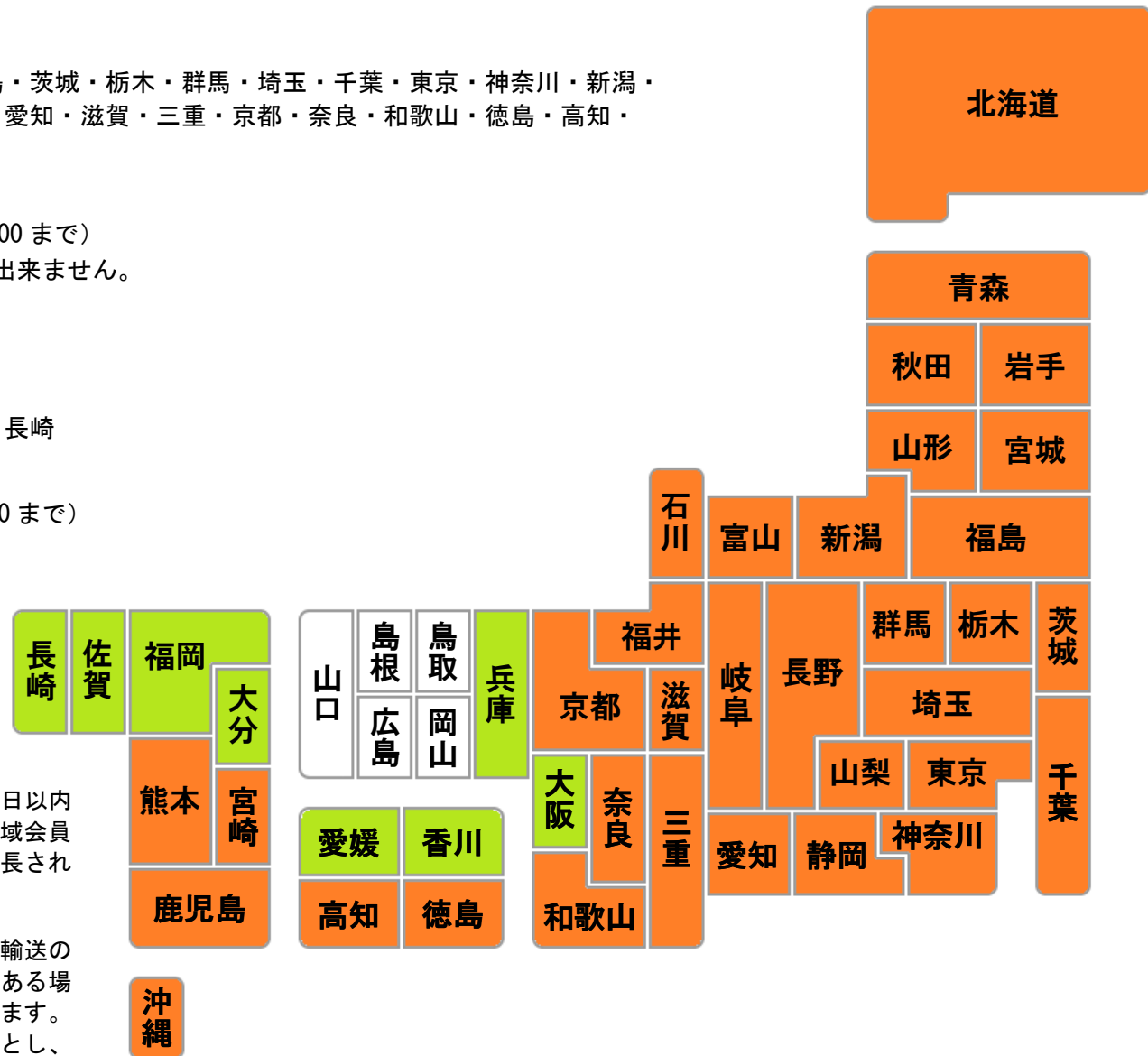
●準遠隔地域

大阪・兵庫・香川・愛媛・福岡・大分・佐賀・長崎

【クレーム受付期間】

A A開催日含む 7 日以内（翌週の水曜日 17：00 まで）

1. クレーム申立期間はオークション開催日を含めて 5 日以内（翌週月曜日 17：00 まで）とします。但し、上記地域会員については記載の通り、クレーム受付期間が自動延長されるものとします。
2. 天災、悪天候、輸送繁忙期等によって全般的な車両輸送の遅延が認められる場合又は入金後搬出で搬出制限がある場合等は J U 広島の裁定により延長を認めるものとします。但し、原則として落札車両 1 台に対して 1 回の申請とし、搬出期限内に搬出、且つ開催日を含め 5 日以内に申請を必要とします。また、輸送業者の遅延証明等を提示していただくことがあります。



JU 広島 即落サポート運用規約

1.基本的仕組み

- ① JU 広島即落サポートシステムとは、JU 広島オートオークションで売り買いが成立しなかった出品車両を JU ナビなど外部ネットに即落価格を掲載し、売り買いをする制度です。
 - ② やむを得ず出品登録の取消し又は即落価格を変更する場合は、JU 広島事務局へ必ず連絡をして下さい。受付は JU 広島事務局営業日の午前 9 時～午後 5 時までとし、JU 広島事務局休業日は、取消し・変更は受付できません。
- ※ 出品取消し・価格変更を依頼された場合は速やかに処理致しますが、外部ネットに反映されるまでタイムラグがあり、依頼後に成約となる場合があります。予めご了承お願い致します。

2.掲載期間と手数料

掲載期間	手数料
木曜日のオークション更新後から翌週月曜日の午後 5 時まで	出品料 ⇒ 無料 成約料 ⇒ 12,000 円（税別） 落札料 ⇒ 各外部ネット会社の落札料に準ずる

3.出品条件

- ① JU 広島オートオークションにて流札した車両で、次開催に出品が確定している車両。
※ 但し、成約車両、搬出された車両、当日訂正（価格以外）が入った車両は出品できません。
- ② 譲渡書類のない特殊車両の出品は不可。

4.出品方法

- ① 掲載受け付け期限は、AA 開催週土曜日午後 5 時まで。
- ② E キヤスト画面上からの受付。
- ③ JU 広島会場窓口受付。（受け付けにて専用用紙に記入し提出して下さい。）
- ④ FAX による受付。（専用用紙を FAX のうえ、到着確認の電話をお願い致します。）

5.落札方法

- ① JU ナビなど外部ネットサービスを介して落札できます。
- ② 車両代金などの明細は FAX にてお送りする、次開催 AA の仮計算書にてご確認をお願いします。

6.落札車両の搬出

- ① 搬出は原則として入金後搬出です。
但し、JU 広島が認めたものはこの限りではありません。
- ② 搬出期限
掲載終了日を含む 4 日。

7.クレーム

- ① クレーム申告期間は、掲載終了日を含む 5 日です。(金曜日午後 5 時まで)
- ② クレーム申告の方法は JU 広島へ電話にて行うものとします。
- ③ 運用ルールについては商談落札車両と同様とします。
- ④ クレーム申告期間の延長は、認めないものとします。

8.キャンセル

- ① 出品店又は落札店都合による一方的キャンセルは、成約日の事務局翌営業日の正午までに申し出ることにします。
但し、車両搬出後の落札店都合によるキャンセルは認められません。
- ② キャンセル費用
 - ・出品店都合 ペナルティ 10 万円＋全手数料＋陸送代等
 - ・落札店都合 ペナルティ 5 万円＋全手数料

9.譲渡書類・名義変更・自動車税の取り扱い

- ① 前開催のオークション運用ルールに準じます。

10.注意事項

- ① JU 即落サポートシステムに出品された車両において、二重売りが発生した場合は出品店の責任となります。
- ② 出品申込み時の設定価格に間違いがあった車両が成約した場合、出品店の責任となります。
- ③ 事務局での出品取消し・価格変更の受付は営業時間外及び事務局休業日はできません。
- ④ 事務局の営業時間の都合により、成約車両の連絡及び次開催 AA の仮計算書の FAX 送付が遅れる場合がございます。予めご了承ください。
- ⑤ 事務局営業時間外に落札された場合は、翌事務局営業日以降の入金確認後の搬出となります。
- ⑥ JU 即落サポートシステムの掲載中止を行っても、次開催への再出品の取り消しはできません。
- ⑦ 車両代の精算は、次開催 AA のオークション精算書にて行います。ご入金頂いた車両代につきましては、預かり金として次開催 AA のオークション精算書発行まで預らせて頂きます。